

枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の 格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この格付の表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項及び第30条第1項の規定に基づき行う枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この格付の表示の様式及び表示の方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの格付の表示の様式及び表示の方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0600-1 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材—第1部：一般要求事項

3 格付の表示の様式

3.1 甲種枠組材

格付の表示の様式は図1とし、次のa)~h)のとおりとする。

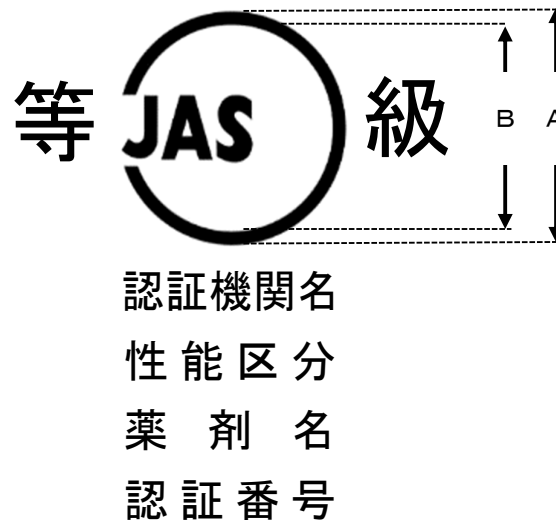


図1—甲種枠組材の格付の表示の様式

- a) Aは、25 mm以上としなければならない。
- b) Bは、Aの9/10としなければならない。
- c) JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、Aの2/5としなければならない。なお、JAS 0600-1の箇条5の表示に従って品名及び等級

を記載した場合は、**図 1**によらず、等級を省略してもよい。

- e) その他の文字の高さは、A の 1/5 としなければならない。
- f) 性能区分及び薬剤名は、**JAS 0600-1** の**箇条 5** の表示に規定する表示の方法により記載しなければならない。
- g) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- h) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、**JAS 0600-1** の**箇条 5** の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、**図 1**によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

3.2 乙種枠組材

格付の表示の様式は**図 2**とし、次の a)~i)のとおりとする。

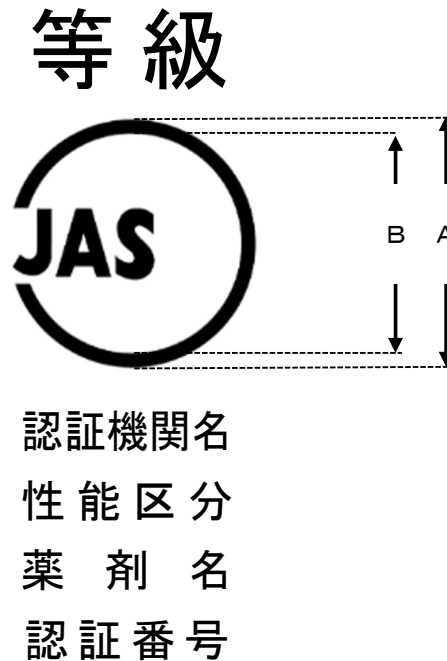


図 2—乙種枠組材の格付の表示の様式

- a) A は、25 mm 以上としなければならない。
- b) B は、A の 9/10 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、A の 2/5 としなければならない。なお、**JAS 0600-1** の**箇条 5** の表示に従って品名及び等級を記載した場合は、**図 2**によらず、等級を省略してもよい。
- e) その他の文字の高さは、A の 1/5 としなければならない。
- f) 等級を表す文字は、コンストラクションにあつては“CONST”と、スタンダードにあつては“STAND”と、ユティリティにあつては“UTIL”としなければならない。
- g) 性能区分及び薬剤名は、**JAS 0600-1** の**箇条 5** の表示に規定する表示の方法により記載しなければならない。
- h) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- i) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、**JAS 0600-1** の**箇条 5** の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、**図 2**によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

3.3 MSR 枠組材

格付の表示の様式は図3とし、次のa)~e)のとおりとする。

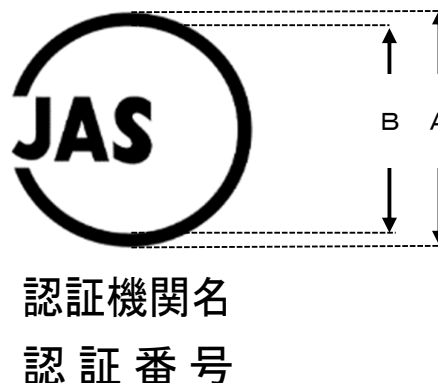


図3—MSR 枠組材の格付の表示の様式

- a) A は、25 mm 以上としなければならない。
- b) B は、A の 9/10 とししなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、A の 3/10 とししなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- e) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS0600-1 の箇条5 の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図3によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

3.4 たて枠用たて継ぎ材

格付の表示の様式は図4とし、次のa)~e)のとおりとする。

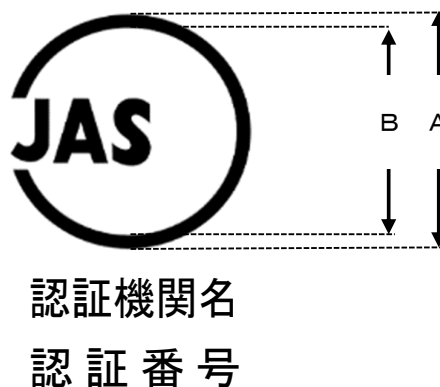


図4—たて枠用たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) A は、25 mm 以上としなければならない。
- b) B は、A の 9/10 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- e) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS0600-1 の箇条5 の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図4によらず、当該表示の近傍箇所に記載し

てもよい。

3.5 甲種たて継ぎ材

格付の表示の様式は図5とし、次のa)~f)のとおりとする。



図5—甲種たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) Aは、25 mm 以上としなければならない。
- b) Bは、Aの9/10としなければならない。
- c) JASの文字の高さは、Aの3/10としなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、Aの2/5としなければならない。なお、JAS 0600-1の箇条5の表示に従って品名及び等級を記載した場合は、図5によらず、等級を省略してもよい。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- f) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 0600-1の箇条5の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図5によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

3.6 乙種たて継ぎ材

格付の表示の様式は図6とし、次のa)~g)のとおりとする。

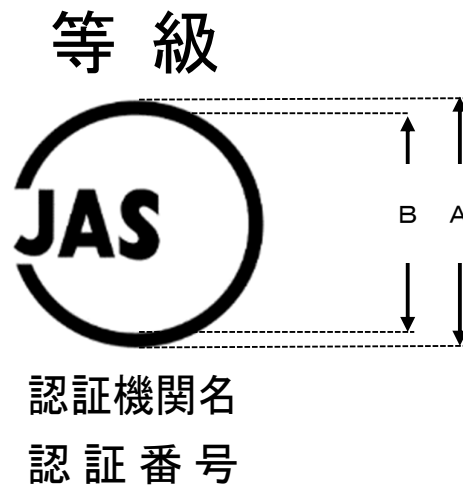


図 6—乙種たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) A は、25 mm 以上としなければならない。
- b) B は、A の 9/10 とししなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、A の 3/10 とししなければならない。
- d) 等級の文字の高さは、A の 2/5 とししなければならない。なお、JAS 0600-1 の箇条 5 の表示に従って品名及び等級を記載した場合は、図 6 によらず、等級を省略してもよい。
- e) 等級を表す文字は、コンストラクションにあつては“CONST”と、スタンダードにあつては“STAND”と、ユティリティにあつては“UTIL”としなければならない。
- f) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- g) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 0600-1 の箇条 5 の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図 6 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

3.7 MSR たて継ぎ材

格付の表示の様式は図 7 とし、次の a)~e)のとおりとする。

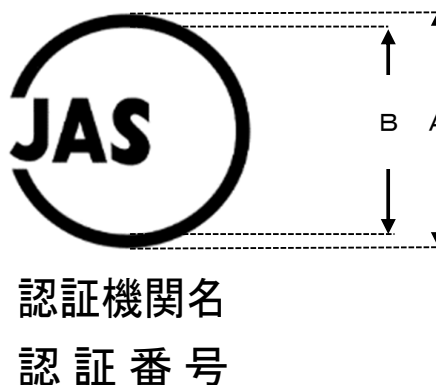


図 7—MSR たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) A は、25 mm 以上としなければならない。
- b) B は、A の 9/10 としなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、A の 3/10 としなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載してもよい。
- e) 認証番号は、認証品質取扱業者の認証番号を記載する。ただし、JAS 0600-1 の箇条 5 の表示に従って、認証品質取扱業者の氏名又は名称を記載した場合は省略してもよい。また、図 7 によらず、当該表示の近傍箇所に記載してもよい。

4 格付の表示の方法

各本に、格付の表示を在庫管理により使用数の管理が可能な証票、又は工場の建屋や床に固定され容易に移動できない印字機により、JAS 0600-1 の 5.1 の表示事項と同一面で見やすい箇所に明瞭に付さなければならない。

制定等の履歴

制 定 昭和 48 年 8 月 6 日農 林 省告示第 757 号
一部改正 昭和 56 年 4 月 11 日農林水産省告示第 471 号
一部改正 平成 6 年 12 月 7 日農林水産省告示第 1633 号
一部改正 平成 12 年 6 月 9 日農林水産省告示第 823 号
一部改正 平成 17 年 10 月 12 日農林水産省告示第 1551 号
一部改正 平成 17 年 12 月 27 日農林水産省告示第 1999 号
一部改正 平成 27 年 3 月 9 日農林水産省告示第 515 号
一部改正 平成 30 年 3 月 29 日農林水産省告示第 686 号
一部改正 令和 2 年 6 月 1 日農林水産省告示第 1067 号
最終改正 令和 7 年 10 月 31 日農林水産省告示第 1623 号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 7 年 10 月 31 日農林水産省告示第 1623 号
令和 8 年 5 月 29 日から施行する。